

令和8年度 水道水質検査計画について

◆ 水道水質検査計画とは

水道水質検査は、水道水が安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において重要な業務です。

水道水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために水質検査項目や回数等を定めたものです。

◆ 水道水質検査計画の概要

村上市では、1日1回行う毎日検査以外の検査施設を保有していないことから、水質基準項目他の水質検査を、水道法第20条登録検査機関に委託しています。また、緊急時の水質検査も同検査機関で行います。

(1) 自己検査

①毎日検査：色・濁り（目視）・・・異常がないこと

　　残留塩素（D P D法）・・・0. 1mg/L以上（遊離残留塩素）

(2) 委託検査

①定期の水質検査：水質基準項目検査（52項目）

②その他の検査：大腸菌（特定酵素基質培地法）、嫌気性芽胞菌（ハンドフォード改良寒天培地法：メンブランフィルター法）、クリプトスパリジウム、ジアルジア（免疫磁気ビーズ法）

③臨時の検査：水道水が水質基準に適合しないおそれがあるような場合に行います。

④放射性物質検査：上水道及び簡易水道の放射性物質の検査については、国や県の指導のもと検査を実施し、安全を確認していきます。

(3) 検査（採水）地点

水道法で検査が義務付けられている給水栓及び各水源で検査します。

(4) 検査頻度

法令で定める頻度で検査を行います。

(5) 水道水質検査計画及び結果の公表

ホームページ等でお知らせし、利用者の皆さまからいただいたご意見を計画見直し時の資料とします。